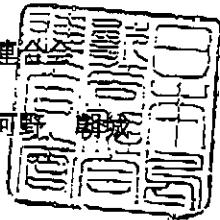


総務課 動物愛護管理室 今川 正紀 様

日本鳥獣商組合連合会

理事長 河野 朝夫



現行動物愛護法に対する、日本鳥獣商組合の現況。

飼養動物（ペット）の中ではほぼ80%前後が犬猫であるそれに向けての法になっていると思います。小鳥、小動物、カメ、を含めて10%強、小鳥だけでは3%とも5%とも言われる状況だから致し方有りませんが、その中小鳥、小動物に適応する細則とは行きかねるとは思います。小鳥専門店の従事者は60歳代が若手の現状です。少し緩めの法にしてもらいたい。当組合も最盛期には（昭和55年頃）2300軒ほどの構成員が有り現在500軒ほどになっています。現在の特別社団法人日本愛玩動物協会様で取り扱っている動物飼養管理士制度の基を立上げ動物販売を許可制にするべきと諸先輩方と宣言してまいりました。オーム病についても当時の逓信病院の徐先生、当日鳥連顧問獣医の関根先生で各地方組合員にも講演頂きました。又ペットリンの開発販売、組合構成員と従業員の抗体検査もしてきました。近年は、輸入野鳥の規制、鳥インフルエンザによる外国からの小鳥類の移動も止まり、鳥種も減少しております。

最近では世の中の趣味の幅が広がり又家屋の状況が（綺麗）になり、餌かすや子羽根を飛ばすものとし敬遠され、一方共働き家庭が増え若者の小鳥離れが進んでいます。小鳥繁殖業者は販売不振、餌の高騰もあって生活が成り立たなくなり転業する方が増えています。ほしい時に十姉妹でさえ入手困難の時が有る始末です。

## ① 販売時説明について

日常の手入れ説明、ペットに触った後の手洗い励行。

インコ（小鳥）のオーム病、ハムスターのアナフラキシーショック、カメのサルモネラ菌、等感染症やズーノウシスの説明は必要だと思いますが犬猫のように1～2時間という説明は不要だと思います。

販売説明の中で産地を記入するとありますが仮に6羽仕入れて5羽販売し1羽在庫になった場合その1羽を別なカゴでで飼育しお客様を待つのは大変なことです産地については大目に見てほしい。

## ② 販売業者資格有用性について

- 小鳥、小動物の場合特定の販売業者に販売するのであれば販売業の資格が無くても販売できるようにしてもらいたい。充分繁殖説明が出来るので（近親繁殖、飼育指導等）
- 愛好家で高齢者の生きがい、小中学生の情操教育のためにも、繁殖をしてみたいのは楽しみの一つです販売業を取らなくても業者に販売できるようにしてもらいたい。

1回に数羽（四）の出生は当たり前でありこれを買い取ることも、餌と交換することも出来ない。経済上からも不合理である。（少額のものを得るのに販売業を取ることは）

③ 手乗り鳥に関しては8週令問題には当たらないので除外してほしい。

上記が日本鳥獣商組合連合会からのお願いで御座います。

其の他に付きましては、一般社団法人全国ペット協会、社団法人ジャパンケンネルクラブ、中央ケンネル事業協同組合連合会、一般社団法人全国ペットフード・用品卸商協会、日本観賞魚振興事業協同組合、日本鳥獣商組合連合会、以上6団体でお願いした通りです。

来る11月9日 日本鳥獣商組合連合として理事長 河野朝城が、出席すべきところですが  
あいにくその日はインドへ出向いておりますので代理で専務理事の佐藤光雄が出席させて頂きます。  
宜しくお願い致します。